

足利基署発 0526 第 1 号
令和 3 年 5 月 2 6 日

関係団体の長 殿

足利労働基準監督署長

労働災害防止対策の強化について（要請）

初夏の候 貴職には益々御清祥のことと御喜び申し上げます。

また、日頃より労働基準行政の運営とりわけ労働災害防止及び労働者の健康確保対策の推進に特段の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げますとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止や事業運営に係る対応等、大変、御苦勞されているところかと思えます。

足利労働基準監督署管内における令和 2 年の労働災害発生状況は 1 6 1 名と前年同期比 1 9 名の大幅な増加となり、災害の内容を見ると「転倒」、「はさまれ・巻き込まれ」といった在来型の災害に加えて、作業様態等が起因した「動作反動」による災害が多発しています。

また、業種別に見ると製造業のうち「食料品製造業」及び「輸送用機械器具製造業」において大幅な増加となり、さらに、第三次産業においても大幅な増加が認められ、中でも「社会福祉施設」における災害が前年と比較して約 2 倍の増加傾向となっているなど、極めて憂慮すべき状況となっています。

現下の厳しい状況ではありますが、労働災害はいかなる状況下においてもあってはならないものであり、さらに、管内における労働災害が増加傾向にあることから、貴団体において実施可能な労働災害防止活動を引き続き実施していただくとともに、別紙記の重点事項について、会員事業場へ周知いただき、労働災害防止活動に係る取組みが推進されますよう要請いたします。

記

1．業種横断的な労働災害防止対策

全産業の被災労働者のうち、高齢労働者（60歳以上）の災害が全体の3割以上と高い割合を占めており、特に、転倒災害においては、50歳以上の被災者が約62%を占めるなど、非常に高い割合を占めていることから、令和2年3月に新たに示された「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフリーガイドライン）」の関係事項を参考とするとともに、事業場の実態に即した高齢労働者に対する災害防止対策の取組に努めること。

2．業種別に応じた労働災害防止対策

（1）製造業対策

製造業における令和2年の労働災害は58名と対前年比で7名の大幅な増加となり、依然として、機械等による「はさまれ・巻き込まれ」災害が約33%、さらに「転倒」災害も約2割を占め、これらの2つの事故の型で製造業の半数以上を占めている状況であることから、これらの現状を踏まえ、以下の事項について取組みに努めること。

機械設備等による「はさまれ・巻き込まれ」災害防止対策について、引き続き、KY活や安全パトロールのほか、リスクアセスメント等の既存の安全衛生活動の取組を活用しつつ、ハード面及びソフト面の両面からの自主的な改善活動の展開に努めること。

「転倒」災害については、上記1の「高齢労働者」対策に加えて、転倒災害防止対策に係るリーフレット等の内容を参考とし、就労者の年齢構成や業種、作業環境等の事業場の実態に即した対応を検討し、実効的な転倒災害防止対策の取組むこと。

（2）建設業対策

建設業における令和2年の労働災害は13名と対前年比で5名大幅な減少となりましたが、災害の内容を見ると「墜落・転落」による災害が約3分の1と依然として高い割合を占め、また、「飛来・落下」や「転倒」災害なども多く発生している状況にあることから、以下の事項について、取組みに努めること。

高所作業においては、安易な脚立、はしご等の使用を選定することなく手すり等の墜落防止措置を講じた安全な作業床を設置するとともに、手すり等の設置が困難な場所においては、親綱及び墜落制止用器具の確実な使用を徹底すること。

建設機械等の重機作業を行う際は、現場の実態や作業内容に即した安全な作業計画を定めること。また、当該計画作成について、作成の都度、関係作業者に周知徹底を図り、計画に基づく安全作業の徹底に努めること。

トラック等の荷台等における作業の際に、あおりが脱落するなどにより被災する災害が複数件発生していることから、あおり脱着等を行う際は安全確認を十分に行うとともに、複数名で行う際は、両者の合図や安全確認の徹底に努めること。

(3) 運送業対策

運送業（道路貨物・陸上貨物運送業等）における令和2年の労働災害は15名と対前年比で8名の大幅な減少となりましたが、災害の内容を見ると「墜落・転落」による災害は全体の2割を占め、その他、「転倒」、「動作の反動」、「交通事故」など、バラつきのある現状となっていますが、引き続き以下の事項について、取組みに努めること。

運送業における「墜落・転落」災害は、トラックの荷台上における荷役作業中の発生が多くを占めていることから、荷役作業時の墜落防止対策の徹底及び安全な昇降設備の備付と使用のほか、荷台上に上がらない作業方法（根本的なリスク低減）などについて、積極的な検討を行うなど「墜落・転落」災害の発生リスクの低減対策について、取り組むこと。

「転倒」災害や「動作の反動」による災害は、作業場所の整理整頓や周辺作業の確認等により、その発生を防げる災害が多くを占めていることから、基本的な5S活動（整理・整頓・清潔・清掃・しつけ）を実施するとともに、関係労働者に対して作業時における安全確認の徹底について、教育・指導を実施すること。

また、人力による荷役作業においては、人力による取扱重量を明確にするとともに、荷役運搬設備等の導入や作業方法の見直し等を検討し、重量物取扱作業時に無理な作業を行うことのないよう作業方法の改善に努めること。

(4) 第三次産業対策

第三次産業における令和2年の労働災害は75名（農林水含む）と対前年比で29名の大幅な増加となり、その中でも「商業」が19名、「社会福祉施設」が27名と、これらの二つの業種における災害が第三次産業全体の約6割を占めている状況です。

また、第三次産業の災害を事故の型別で見ると、特に「転倒」と「動作の反動」がそれぞれ21名と多発している状況にあり、これら「行動災害」が第三次産業における災害の56%と半数以上を占めていることから、以下の事項について取組みに努めること。

「転倒」災害については、上記1の「高年齢労働者」対策に重点を置きつつ、安全通路の明確化や段差等の改善、さらに、5S活動（整理・整頓・清潔・清掃・しつけ）等について、関係労働者に対する教育を徹底するなど行動災害の防止を図るとともに、職場巡視等の既存の安全活動を通じ作業環境の維持・改善についても務めること。

第三次産業における「動作の反動」による災害は、重量物の取り扱い時や不自然な姿勢の作業により身体の一部に負荷がかかり、腰部や下肢の一部を負傷した災害や「社会福祉施設」では介護作業の際に腰部を負傷する災害が多く発生しているため、それぞれの作業内容に応じた身体への負荷に配慮した作業方法の検討・見直しを行うとともに、作業前のラジオ体操、腰痛体操等の導入など、急激な動きによる負傷や腰痛の発生防止に努めること。

3. 熱中症防止対策の徹底

熱中症については、全国的に見ると多くの死亡災害が発生し、足利労働基準監督署管内で

も重篤な症状に至らないものの、熱中症災害が複数発生していることから、引き続き、関係労働者に対し、水分・塩分補給などの基本的な措置について教育・指導を行うとともに、事業者においては、作業管理、作業環境管理のほか労働者の健康管理を徹底に努めること。

4．新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る取組み

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、全国的な状況から職場内におけるクラスター事案も多発していることから、基本的な感染拡大防止に係る取組み状況の再点検を行うとともに、結果に基づく自主的な改善や好事例等の積極的な導入など、一層の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めること。

なお、点検の実施に当たっては、別添の「職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため～取組の5つのポイント～を確認しましょう！」を活用すること。